

## 大口町住宅改修費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に在住し、在宅で介護や支援が必要な者（以下「要援護者」という。）に対して、町の指導により居室、浴室、便所及び戸外等への移動路の確保や安全な使用のために、必要な設備の取付けや改修に要する経費の一部を助成すること（以下「助成事業」という。）によって、在宅での生活を可能にするとともに生活の質の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 助成事業の実施主体は、大口町（以下「町」という。）とする。

### (利用対象者)

第3条 助成事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当し、日常生活を営むのに支障があるものとする。ただし、過去に愛知県高齢者住宅整備資金貸付条例（昭和47年愛知県条例第38号）による貸付、大口町住宅整備資金利子補給金交付要綱（平成7年大口町告示第13号）による利子補給、大口町住宅改善費助成事業実施要綱（平成6年大口町告示第41号）及びこの要綱による改正前の大口町住宅改修費事業実施要綱（平成12年大口町告示第61号）による助成のいずれかを受けたことがある住宅は、助成事業の対象としない。

- (1) 視覚障害、肢体不自由のうち下肢不自由若しくは体幹不自由又は脳原性運動機能障害の中の移動機能障害を有する身体障害者手帳の交付を受けており、それぞれの障害の程度が1級又は2級に該当する者
- (2) 特定医療費受給者証（指定難病）の保持者
- (3) その他特に町長が認めた者

### (事業内容)

第4条 町は、要援護者の居宅における居室、浴室、便所及び戸外等への移動路の確保や安全な使用のための改修（以下「改修」という。）に対して、その経費の一部を別表に定める基準により助成する。ただし、申請者が当該改修等により同時に介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）第45条第1項及

び第57条第1項の規定による住宅改修費の支給を受けるときは、法第45条第5項及び第57条第5項に規定する住宅改修費支給限度基準額を除く経費をこの事業の対象経費とする。

2 同一世帯に前項ただし書に規定する申請者が2人以上いる場合は、その世帯の住宅改修費支給限度額の合算額を除くものとする。

3 この事業の利用は、利用対象者が居住する家屋に対して、1回を限度とする。ただし、利用対象者が転居等の特別な事情がある場合は、この限りではない。

(申請及び決定)

第5条 第3条に規定する者のうち、助成事業を利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、大口町住宅改修費助成申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかに助成の適否を決定し、大口町住宅改修費助成決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請ができるものは、当該年度内に住宅改修が完了するものに限る。

(変更申請及び決定)

第6条 前条第2項により決定を受けた住宅改修の内容等を変更しようとする場合は、申請者は、速やかに大口町住宅改修費助成変更申請書（様式第3）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請を受理したときは、速やかに変更の適否を決定し、大口町住宅改修費助成変更決定（却下）通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(辞退)

第7条 申請者が、当該住宅改修事業の着手前に転出又は死亡等により助成事業の利用を必要としなくなったときは、申請者若しくはその代理人は、速やかに大口町住宅改修費助成辞退届（様式第5）を町長に提出しなければならない。

(報告)

第8条 助成事業の利用決定を受けた者が改修を完了したときは、速やかに大口町

住宅改修完了届（様式第6。以下「完了届」という。）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（利用の取消）

第9条 町長は、申請書が助成事業の目的外の改修を行ったとき、その他助成事業に関して不正があったときは、助成事業の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項により取り消しを行った場合、利用者に対して大口町住宅改修費助成決定取消通知書（様式第7）により通知するものとする。

（その他必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成12年3月31日大口町告示第61号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日大口町告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成15年2月25日大口町告示第15号）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱による改正後の大口町住宅改修費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、平成15年6月30日までに住宅改修費助成事業又は大口町住宅改修指導事業実施要綱（平成12年大口町告示第54号）による住宅改修指導事業の申請を行い、かつ、その後30日以内に住宅改修の工事に着手した場合には、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月20日大口町告示第60号）

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年6月17日大口町告示第76号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年11月30日大口町告示112号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日大口町告示第32号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月31日大口町告示第61号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第18号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年7月2日 大口町告示第79号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年6月28日 大口町告示第94号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

大口町住宅改修費助成基準表

大口町住宅改修助成の対象経費及び助成率は、次のとおりとする。

対 象 経 費	助 成 率
30万円まで	2分の1
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 申請1件当たりの対象経費は、30万円を上限とする。</li><li>2 計算の結果生じた千円未満の端数は、切り捨てるものとする。</li><li>3 介護保険法による住宅改修費の支給を受けるときは、同法第45条第5項及び第57条第5項に規定する住宅改修費支給限度基準額を除く経費をこの事業の対象経費とする。</li></ol>	

様式第1（第5条関係）

大口町住宅改修費助成申請書

年 月 日

大口町長

様

申請者 住 所 大口町  
氏 名  
電 話

次のとおり大口町住宅改修費の助成を申請します。

氏 名		生年月日	年 月 日	性 別	男・女
対象区分	1. 要支援・要介護（1. 2. 3. 4. 5）認定者 2. 身体障害者1・2級      3. 特定医療費受給者 4. その他				
改修部分	1. 居室 2. 浴室 3. 便所 4. 台所 5. 玄関 6. 廊下 7. 階段 8. 戸外 9. その他（      ）				
改修見積金額	円				
改修予定工期	年 月 日から 年 月 日				
改修事業者名		電話			
改修事業者住所					
介護保険による住宅改修費の支給の有無	有・無				

特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方は、ご提示ください。

※添付書類 1. 改修に係る経費の明細書 2. 現況・計画平面図等

様式第2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

大口町住宅改修費助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、下記のとおり助成の決定(却下)をいたしましたので通知します。

記

助 成 金 額

円

(却下理由)

- (注) 1 申請者は、住宅改修が完了後速やかに、大口町住宅改修完了届に改修に係る経費の支払が分かるもの及び改修前・改修後の写真、平面図等を添付して提出してください。
- 2 改修内容や経費等に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。変更申請書を提出されないときは、助成の決定を取り消す場合があります。

様式第3（第6条関係）

大口町住宅改修費助成変更申請書

年 月 日

大口町長

様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

年 月 日 第 号で決定を受けました大口町住宅改修費助成について、下記のとおり変更したいので申請します。

改修の変更理由			
変更改修部分	1. 居室 2. 浴室 3. 便所 4. 台所 5. 玄関 6. 廊下 7. 階段 8. 戸外 9. その他（ ）		
変更改修見積金額	円		
変更改修予定工期	年 月 日から 年 月 日		
変更改修事業者名		電話	
変更改修事業者住所			

※添付書類 1. 変更後の改修に係る経費の明細書 2. 変更後の計画平面図等



様式第4（第6条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

大口町長

印

大口町住宅改修費助成変更決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、下記のとおり助成の変更を決定（却下）しましたので通知します。

記

変更助成金額

円

（却下理由）

（注）1 申請者は、住宅改修が完了後速やかに、大口町住宅改修完了届に改修に係る経費の支払が分かるもの及び改修前・改修後の写真、平面図等を添付して提出してください。

様式第5（第7条関係）

大口町住宅改修費助成辞退届

年 月 日

大口町長

様

申請者 住所 大口町  
氏名  
電話

次のとおり大口町住宅改修費助成を辞退します。

氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
対象区分	1. 要支援・要介護（1. 2. 3. 4. 5）認定者 2. 身体障害者1・2級 3. 特定医療費受給者 4. その他				
辞 退 年 月 日	年 月 日				
辞 退 理 由	転出・死亡・その他（ ）				
備 考					

様式第6（第8条関係）

大口町住宅改修完了届

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町住宅改修助成事業に係る改修を完了しました。

氏 名		生年月日	年 月 日	性 別	男・女
改 修 部 分	1. 居室 2. 浴室 3. 便所 4. 台所 5. 玄関 6. 廊下 7. 階段 8. 戸外 9. その他（ ）				
改 修 金 額	円				
改修完了日	年 月 日				
改修事業者名				電話	
改修事業者住所					
備 考					

※添付書類 1. 改修に係る経費の支払が分かるもの

2. 改修前・改修後の写真 3. 改修前平面図・改修後平面図等

様式第7（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

大口町住宅改修費助成取消通知書

年 月 日付で決定しました大口町住宅改修費助成を取り消しましたので通知します。

記

取消内容

取消理由